制度の名称	放送受信料の免除
支援の種類	減免
制度の内容	●災害により被害を受けた受信契約者の放送受信料が一定期間免除されることがあります。 http://www.nhk-cs.jp/jushinryo/exemption_1.html
活用できる方	●受信契約の住所の建物が、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた方
お問い合わせ	日本放送協会 0570-077-077(ナビダイヤル) 利用できない場合は、 050-3786-5003